

閲覧方法等の変更のお知らせ

次のとおり閲覧方法等を変更します。ご理解の程よろしくお願いいたします。

1 期 間

令和5年7月3日（月）から当面の間

2 閲覧時間（変更はありません）

午前9時から11時まで 午後1時から4時まで

3 一度に閲覧できる件数は最大10件で、1時間以内の利用

- ・混雑時には閲覧できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

4 閲覧書類について撮影等が可能となります。（直近の建設業決算報告書に限る）

- ・撮影時は周囲への配慮をお願いします。
- ・書類以外の撮影は禁止します。
- ・他の建設業者提出書類の撮影等を希望される場合はご相談願います。（宅建業は不可）